

○船舶検査心得 3-1-6 航海用具の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

備考	現行	改正案
	<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示</p> <p>第10節 <u>衛星航法装置等</u> (無線航法装置)</p> <p>無線航法装置:Terrestrial Radionavigation System</p> <p>第16節 デジタル選択呼出装置等 (VHFデジタル選択呼出装置)</p> <p>26.0(e) 遭難呼出しに自動的に船位情報を含むことができるもの ときは、<u>規程第146条の24の規定に基づく衛星航法装置又は無線航法装置が備えられる場合には、それらの装置から自動的にその情報を入力するように措置し、又、それらの装置が備えられない場合には4時間を超えない間隔で船位及び時刻を手動入力するように措置すること。</u></p>	<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示</p> <p>第10節 <u>衛星航法装置</u> (削除)</p> <p>第16節 デジタル選択呼出装置等 (削除)</p> <p>(VHFデジタル選択呼出装置)</p> <p>26.0(e) 遭難呼出しに自動的に船位情報を含むことができるもの ときは、衛星航法装置又は無線航法装置が備えられる場合には、それらの装置から自動的にその情報を入力するように措置し、又、それらの装置が備えられない場合には4時間を超えない間隔で船位及び時刻を手動入力するように措置すること。</p> <p><u>心得附則(平成27年1月30日)</u> (適用期日) 本改正後の心得は、平成27年2月1日より適用する。</p>

○船舶検査心得 3-3 船舶消防設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-3 船舶消防設備規則</p> <p>49.5(a) 沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数100トン未満の第2種船であって車両区域を有する船舶にあっては、備え付けることを要しない。</p> <p><u>(b)～(d)</u> (略)</p> <p>63.3(a) 総トン数100トン未満の船舶にあっては、備え付けることを要しない。</p> <p>(b) 49.5(b)～(d)は、本項について準用する。</p>	<p>3-3 船舶消防設備規則</p> <p>49.5 (新設)</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>63.3 (新設)</p> <p>(a) 49.5は、本項について準用する。</p>	
<p>心得附則(平成27年1月30日) (適用期日) 本改正後の心得は、公布の日より適用する。</p>		